

監査委員	監査委員	書記
牛草 敏憲	田山 淳士	印

五監第41号

令和3年12月6日

五木村議会議長 岡本精二様

五木村監査委員 牛草敏憲
五木村監査委員 田山淳士



令和3年度定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告します。

記

第1 監査の概要

- 1 監査期日 令和3年11月18日（木）1日間
- 2 監査対象 令和2年度決算書による補助金や指定管理料の状況
 - ② 犀子守唄の里五木（第3セクター）の施設及び運営管理の状況について
- 3 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 4 実施要領 担当課に当該施設に対する関係資料の提示を求め、施設管理及び運営状況等についてもヒヤリング及び現地確認を行った。

第2 監査の結果

監査の結果、決算については部門（施設）毎に整理されているものの、どの部門も厳しい状況であり、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策や持続化給付金等の措置により、物産館部門は黒字に転じている。指定管理の施設においても、指定管理料に頼らざるを得ない状況である。事業が多岐に渡っているものの職員が兼務するなど経費削減に努めているが、事業のスリム化等による事業の改善が必要ではないかと感じた。施設管理については、それぞれの部門で管理されているが人手不足は否めない。なお、下記所見については改善を検討することが望ましいと思われる。また、それぞれの指摘事項は別紙監査調書のとおりである。

所見

今回対象とした道の駅（第3セクター）は、平成16年4月に県内17番目の道の駅としてオープンされ、現在は、物産館、温泉、食堂（休業中）、観光情報センター、やまめ養殖、椎茸、渓流ヴィラ ITSUKI の部門があり、多岐の事業に渡っている。経営に関して監査から言うべきことではないが、事業のスリム化と経営改善が必要ではないかと考える。また、当初の目的である村の振興に寄与するため、雇用の場の確保や村民（生産者）の所得の向上を考えると、村も厳しい財政状況ではあるが、村の支援と指導を願いたい。

令和3年度定期監査調書

定期監査（監査委員：牛草敏憲、田山淳士、担当書記：土肥整二）

- 1 監査期日 令和3年11月18日（木）午前10時00分～午後4時50分
- 2 監査場所 役場議員控室及び現地
- 3 監査対象 令和2年度決算書による補助金や指定管理料の状況について
 - ① 糸子守唄の里五木（第3セクター）の施設管理及び運営管理の状況について
- 4 監査基準 地方自治法第199条及び五木村監査基準等による。
- 5 実施要領 担当課立会いのもと、道の駅（第3セクター：糸子守唄の里五木）関連の施設管理及び運営状況について、ヒヤリング及び現地確認を行った。
- 6 監査指摘事項
 - 担当部局：ふるさと振興課
 - ① 施設管理及び運営状況
 - ・ 物産館、温泉館、やまめ養殖場、かやぶき民家、渓流ヴィラの管理をしている。指定管理を受けていた施設は温泉館、やまめ養殖場、かやぶき民家のみであり、どの施設も固定経費が高い。
 - ・ 物産館は当初の目的である村の振興に寄与するため、雇用の場の確保、生産者（村民）の所得の向上のために道の駅も経営改善が必要である。更に村も財政的に厳しい状況であるが、前向きに改善出来るよう村の支援と助言が要ではないか。
 - ・ 部門ごとに決算は分割されているが、独立できるものは独立し、村が直営できるものは直営としたほうが良くないか。
 - ・ 施設については、やまめ養殖場と椎茸生産団地を視察し、施設、備品等整理されていた。やまめ養殖場は、昨年7月豪雨により被災し、令和4年度をもって（指定管理終了）事業廃止される計画である。その後の利用が出来るのであれば活用方法を検討されたい。
 - ・ 情報発信では、以前よりあちこちで見られるようになっており、必要なものは発信を続けてほしい。

- ・経営改善のために、おせっかい便のようなセットを継続的にされてはどうか。PRにもなるし、生産者の所得向上にもつながるのではないか。
- ・各部門を専門的に任せることも重要ではないか。また、食堂部門は、民間のやりたい方がいれば任せるなど。

以上